

IFRSをめぐる動向 第35回 リース会計(貸手の単一モデル)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、リースの貸手に適用される単一モデルについて解説します。両審議会はリースの借手の処理に加えて貸手の処理についても議論しています。5月の合同会議で借手への単一モデルの使用に仮合意したのに続き、7月20日・21日の合同会議では貸手に対する単一モデルの適用を仮決定しました。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

今回仮決定された単一モデルは、公開草案で提案されていた2つのモデルの内の1つである認識中止アプローチに類似しています。IASB及びFASBは単一モデルに仮合意した後、リースに関して再度公開草案を公表する予定であることを発表しました。これは、公開草案の公表後に仮決定した内容が公開草案の提案と大幅に異なるため、再度草案を公開してコメントを募集することを意味します。7月の合同会議において公開草案の提案と異なるモデルを仮決定したことを踏まえ、このまま最終基準の公表に向かって審議を進めるのではなく、再度公開草案を公表して意見を募るのが適切な基準設定プロセスであると両審議会が判断したといえます。

2. プロジェクトの経緯

2006年にリースプロジェクトがIASB及びFASBの議題に加えられた後、2009年の討議資料「リース 予備的見解」を経て2010年8月に公開草案「リース」が公表されました。公開草案では、現行のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止し、基本的に、借手はすべてのリースについて資産及び負債を認識し、貸手はリスクと便益に応じて2つのアプローチを使い分けることが提案されていました。公開草案には780通を超えるコメントレターが寄せられ、2011年1月以来、IASB及びFASBが再審議を行っています。

3. 2010年8月の公開草案で提案された複合モデル

公開草案では貸手は2つのアプローチを使い分けることが提案されていました。これは複合モデルとも呼ばれます。2つのアプローチの使い分けは、貸手が原資産に伴う重要なリスク又は便益に対するエクスポージャーを留保しているかどうかによって実施します。事業モデルの経済実態は貸手ごとに異なるため、単一アプローチの採用は適切ではないと判断されました。

公開草案で提案されていた2つのアプローチは以下の通りです。

(1) 履行義務アプローチ

貸手が原資産に伴う重要なリスク又は便益に対するエクスポージャーを留保している場合には、公開草案では履行義務アプローチを使用することが提案されていました。貸手が原資産を使用する権利を借手に与える結果、貸手には以下が生じるという考え方です。

(a)リース料を受け取る権利という新たな資産

(b)原資産をリース期間にわたって使用することを借手に認めるという新たな負債

履行義務アプローチを適用した場合、リースの開始日において貸手は以下の項目を計上します。

【貸手がリース開始日において貸借対照表に計上する項目—履行義務アプローチ】

- ① リース料受取債権(リース開始日におけるリース料の割引現在価値(貸手が借手に課する利子率を使用)と当初直接費用の合計額によって新たに認識)
- ② 原資産(リース対象の原資産を引き続き資産計上)
- ③ リース負債(原資産をリース期間にわたって使用することを借手に認める履行義務を新たに認識)

【貸手がリース開始日において認識する損益—履行義務アプローチ】

なし

履行義務アプローチでは、リースの開始日において貸手は何ら収益を認識しません。リース期間にわたって履行義務が充足されるにつれて収益を認識します。

(2)認識中止アプローチ

貸手が原資産に伴う重要なリスク又は便益に対するエクスポージャーを留保していない場合には、公開草案では認識中止アプローチを使用することが提案されていました。リース期間にわたる原資産の経済的便益(使用権)が貸手から借手に移転し、貸手は引き換えに、リース料を受け取る無条件の権利を受領するという考え方です。

貸手から借手に経済的便益(使用権)が移転すると考えますので、貸手はそれまで計上していた原資産の一部について認識を中止し(貸借対照表から消去し)、借手に移転していない権利に係る経済的便益を残存資産として認識します。貸手はリースの開始日において以下の項目を計上します。

【貸手がリース開始日において貸借対照表に計上する項目—認識中止アプローチ】

- ① リース料受取債権(リース開始日におけるリース料の割引現在価値(貸手が借手に課する利子率を使用)と当初直接費用の合計額によって新たに認識)
- ② 残存資産(リース対象の原資産の帳簿価額の一部を資産として認識)

【貸手がリース開始日において認識する損益—認識中止アプローチ】

- ① リース収益(売上—リース開始日におけるリース料の割引現在価値)
- ② リース費用(売上原価—認識を中止した原資産の帳簿価額)。

認識中止アプローチでは、リース料を受け取る権利と引き換えに原資産の経済的便益(使用权)を借手に移転したと考えますので、貸手はリース開始日において移転に係る収益を認識します。上記では総額表示を行う場合の科目名としてリース収益(売上)とリース費用(売上原価)を挙げましたが、貸手の事業モデルによっては純額で(つまり単一科目によって)表示します。

4. 公開草案に対するコメント

公開草案で提案された貸手の複合モデルに関しては多くの懸念が表明されました。中でも、以下のような趣旨のコメントが寄せられました。

(1) 複合モデルの是非

- ・貸手の複合モデルは借手の単一モデルと整合しない。また、複合モデルは複雑であり、比較可能性が損なわれる。単一モデルを設定するため、両審議会はさらに時間をかけて検討すべきである。
- ・複合モデルは貸手の様々な事業モデルに対応するための解決策である。いずれのアプローチを使用すべきかを決定するためのガイダンスの作成等を行い、複合モデルをさらに開発すべきである。

(2) 認識中止アプローチの是非

- ・認識中止アプローチではリース開始時に既存の権利が貸手から借手に移転すると考えるため、借手の使用权モデルと整合する。また、貸手はリース開始日に原資産を借手に引き渡すことでリース契約に基づく義務を履行しているため、貸手が履行義務を負債として認識するのは適切ではない。
- ・認識中止アプローチではリース開始時に収益が認識されるため、一部のリースには適さない。

(3) 履行義務アプローチの是非

- ・履行義務アプローチではリース期間にわたって収益が認識されるため、リース開始時に履行義務が充足されないリースには適している(例えば、2年間にわたる建物の1フロア部分のリース)。
- ・履行義務アプローチは借手の使用权モデルと整合しない。借手が原資産に係る資産および支払義務を認識するにも関わらず、貸手が履行義務を負債として認識する処理は、貸手が未だ義務を履行していないことを示唆する。

5. 7月に仮決定された単一モデル

(1)概要

両審議会は寄せられたコメントを踏まえて再審議を行った結果、7月の合同会議において貸手に単一モデルを使用することを仮決定しました。複合モデルから単一モデルへの変更が仮合意された理由としては様々なものがあると思われませんが、借手に対して単一モデルを適用するにも関わらず、貸手にのみ複合モデルを適用することを正当化するのは難しいという事情があるものと推測されます。借手に単一モデルを適用ということは、借手にとってリースは1種類しか存在しないと考えることを意味します。貸手に対する2つのモデルの適用を正当化するためには、借手の観点からはリースは1種類のみ存在するものの、貸手の観点からは2種類存在することを説明する必要があります。しかしながら、それは困難であったと考えられます。

仮合意された単一モデルは公開草案で提案されていた認識中止アプローチに類似していますが、両審議会は仮合意したアプローチを「受取債権および残存資産」アプローチと呼んでいます。貸手は以下の処理を実施します。

① リース開始日において原資産の認識を中止し、リース料受取債権および残存資産を認識する。

(ア)リース料受取債権は、リース料の割引現在価値を使用して当初測定する(貸手が借手に課する利率を使用)。

(イ)残存資産は原資産の帳簿価額の一部の金額として当初測定し、その後、貸手が借手に課する利率を使用して増価(accrete)させる。

② 借手に移転した使用権資産に係る利益は以下の通り認識する。

(ア)利益が合理的に確実(reasonably assured)な場合、リースの開始日に利益を認識する。

(イ)利益が合理的に確実ではない場合、利益はリース期間にわたって認識する。

・残存資産は、リース開始日における原資産の帳簿価額からリース料受取債権を控除した金額で当初測定し、その後、増価(accrete)させる。増価には一定の利回りを使用し、原資産の減価償却を継続した場合にリース終了時点で到達するであろう金額まで増額させる。

・リース料受取債権が原資産の帳簿価額を上回る場合、その差額は利益として即時に認識する。

仮決定された単一モデルにおいては、残存資産は当初、以下の通り算定されます。公正価値を使用して、原資産の帳簿価額を、認識中止(貸借対照表から消去)する金額と残存資産として計上する金額とに配分します。

残存資産の当初の金額	
$= \frac{\text{原資産の帳簿価額} - \text{原資産の帳簿価額} \times \frac{\text{リース料受取債権の公正価値}}{\text{原資産の公正価値}}}{}$	
認識中止(貸借対照表から消去)する原資産の帳簿価額の金額	

(2) 公開草案における認識中止アプローチとの相違

公開草案における認識中止アプローチと7月に仮決定されたモデルとを比較すると、表1の通りになると考えられます。

表1の3番及び4番に示した通り、残存資産の事後測定とリース開始日における収益認識に関して相違があります。

表1 公開草案の認識中止アプローチと7月に仮決定されたモデルとの比較

No.	項目	公開草案(2010年8月公表)における認識中止アプローチ	2011年7月に仮決定されたモデル
1	リース料受取債権の当初測定	リース開始時におけるリース料の割引現在価値を使用して算定	同左
2	残存資産の当初測定	原資産の帳簿価額の一部の金額として算定	同左
3	残存資産の事後測定	増価(accrete)させない 減損を除き、再測定してはならない	リース期間にわたって増価(accrete)させる
4	リース開始日における収益認識	認識する	・移転に係る利益が合理的に確実な場合にのみ認識する ・合理的に確実ではない場合にはリース期間にわたって認識する

① 残存資産の事後測定

公開草案の認識中止アプローチにおいては残存資産を増価させないことが提案されていましたが、7月の合同会議では残存資産をリース期間にわたって増価させることが仮決定されました。

この変更の背景には、残存資産を増価させて利息を認識することで、貸手の収益が適切に表わされるという理由があると考えられます。借手に移転した使用権資産に関する利息のみが借

手に課されるようにリース料を決定するのではなく、原資産全体に関する利息が借手に課されるようにリース料を決定しているとすれば、残存資産を増価させてリース期間にわたって収益を認識することにより、リース料の決定方法を反映した収益認識がなされると考えられます。

もし残存資産を増価させない場合には、増価させた場合に比べ、残存資産の帳簿価額が小さくなるため、後に貸手が原資産を売却あるいは再度リースする時点で認識される利益が大きくなります。そのような収益認識の方法は、貸手のリース料の決定方法、つまり、残存資産に関する利息も借手に課するようにリース料を決定する方法を反映していないと考えることができます。

② リース開始日における収益認識

リース開始日に使用権が移転することに係る利益の認識について、公開草案の認識中止アプローチでは特段の制限は提案されていませんでした。7月の合同会議では、利益が「合理的に確実」である場合にのみ、リース開始日に利益を認識することが仮決定されました。

この仮決定は、リース開始日に利益が過大計上されるケースがあるのではないかと懸念に対応したものと考えられます。例えば、将来、残存資産の価値が当初測定された金額を下回ることが予想される場合には、公開草案の認識中止アプローチを適用すると残存資産の当初の金額が過大となる可能性があります。残存資産が過大になると、リース費用(売上原価)として認識される金額(=原資産の帳簿価額-残存資産)が過少となりますので、リース開始日において認識される利益が過大となるおそれがあります。

「合理的に確実」の定義等については特段の仮決定はないため、今後、何らかのガイダンスが示されると考えられます。

6. 今後の予定

両審議会は残っている論点について引き続き検討する予定です。2011年7月26日に更新されたIASBのプロジェクト計画(IASB Work Plan - projected targets)によると、リースの再公開草案は2011年第4四半期に公表される予定であり、また最終基準については2012年における公表が目標とされています。

この文中の仮決定等は全てIASBのホームページ上で公表された情報に基づくものですが、今後のIASB及びFASBの審議内容によっては、最終基準において異なる結果となる可能性がありますのでご注意ください。